

建設工事における最低制限価格の算出方法の見直しについて

このことについて、品質確保、安全対策及び建設業者の育成・活性化の促進のために適用している建設工事における最低制限価格の算出方法を、令和4年3月改正の公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）モデルに準じて見直します。

令和5年4月12日以降に行われる全ての建設工事に係る入札から適用しますので、ご注意ください。

現行	改正
直接工事費×0.97	直接工事費×0.97
共通仮設費×0.90	共通仮設費×0.90
現場管理費×0.90	現場管理費×0.90
一般管理費×0.55	一般管理費×0.68
予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲	予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲